## 水戸地方法務局人権擁護課 標準文書保存期間基準

				分類例						
	事 項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	行政文書の具体例	大分類	中分類	名称 (小分類)	保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項
1	文書の管理 等に関する 事項	文書の管理等	①行政文書ファイル等の保存期間及び保存期間満了時の措置等が定められた文書	・標準文書保存期間基準	庶務	標準文書保存期間 基準(現行)	〇〇課 標準文書保存期間 基準	常用	廃棄	
				・標準文書保存期間基準 の制定又は改廃に係る文 書	庶務	標準文書保存期間 基準	○○年度保存期間基準の制定・ 改正	10年	廃棄	
				・行政文書ファイル管理簿	庶務	行政文書ファイル管 理簿	行政文書ファイル管理簿	常用	廃棄	
			②取得した文書 の管理を行うた めの帳簿	· 秘密文書管理簿	庶務	行政文書の管理	〇〇年度秘密文書管理簿	同管理簿記載 の当該行政文 書の最終保存 期間満了年度 の翌年度から 5年	廃棄	
				・庁内送付簿	庶務	行政文書の管理	〇〇年庁内送付簿	3年	廃棄	
				• 受付簿	庶務	行政文書の管理	〇〇年受付簿	5年	廃棄	
			③行政文書ファイル等の管理に関する文書(た	・決裁簿	庶務	行政文書の管理	〇〇年決裁簿	30年	廃棄	
			関する文書(た だし、①に当た るものを除 く。)	・廃棄に関する文書	庶務	行政文書の管理	〇〇年度行政文書ファイル 等の廃棄	5年	廃棄	
2	職員の人事 に関する事 項	職員の勤務時 間・休暇に関す ること	①超過勤務に関 する文書	・超過勤務等命令簿	人事	勤務時間・休暇	〇〇年度超過勤務等命令簿	5年3月	廃棄	
			②出勤に関する 文書	・出勤簿	人事	勤務時間・休暇	〇〇年出勤簿	5年	廃棄	
			③休暇に関する 文書	・休暇簿	人事	勤務時間・休暇	〇〇年休暇簿	3年	廃棄	
			④勤務時間の割 振りに関する文	・週休日の振替通知 ・代休日指定簿	人事	勤務時間・休暇	〇〇年振替等通知簿・代休 日指定簿	3年	廃棄	
			_	· 勤務時間区分指定表	人事	勤務時間・休暇	〇〇年度勤務時間区分指定表	3年	廃棄	
3	人権擁護委 員の定数に 関する事項	人権擁護委員の 定数管理	人権擁護委員の 定数の管理に関 する文書	・人権擁護委員の増員に 係る文書 ・特別の定数に係る文書 ・人権擁護委員定数報告 書・人権擁護委員市町村別 定数・実数報告	人権擁護	人権擁護委員	○○年度人権擁護委員の定 数	5年	廃棄	
4	人権擁護委 員の委嘱及 び解嘱に関 する事項	人権擁護委員の 委嘱・解嘱	人権擁護委員の 委嘱・解嘱に関 する文書	・人権擁護委員の委嘱に 係る文書 ・人権擁護委員の解嘱に 係る文書	人権擁護	人権擁護委員	○○年度人権擁護委員の委 嘱等	5年	廃棄	
5	人権擁護委 員の管理に 関する事項	(1) 人権擁護 委員の管理	①人権擁護委員 の身分管理に関 する文書	・人権擁護委員管理シス テムに関する文書 ・人権擁護委員異動等報	人権擁護	人権擁護委員	〇〇年度委員異動等報告書 関係書類	5年	廃棄	
				<u>告</u> ・人権擁護委員証票等交付簿 ・各種届書	人権擁護	人権擁護委員	○○年度委員返納関係書類 ○○年度委員受領届関係書 類	5年	廃棄	
			②人権擁護委員 の活動の管理に 関する文書	<ul><li>・人権擁護委員活動実績</li></ul>	人権擁護	人権擁護委員	○○年度職務執行結果報告 書	5年	廃棄	
		(2) 人権擁護 委員に対する実 費弁償金の支給	実費弁償金に関 する文書	・実費弁償金の支給に関する文書	人権擁護	人権擁護委員	○○年度委員旅費・実費弁 償関係書類	5年	廃棄	
6	人権擁護委 員の研修に 関する事項			・人権擁護委員に対する 研修の計画に関する文書 ・人権擁護委員に対する 研修の実施に関する文書	人権擁護	人権擁護委員	○○年度人権擁護委員の研 修	3年	廃棄	
7	人権擁護委 員の表 関する事項	人権擁護委員に 対する表彰の授 与又ははく奪	対する表彰の授 与又ははく奪に	・ 供 の で で で で で で で で で で で で で で で で で で	人権擁護	人権擁護委員	○○年度各種表彰等	5年	廃棄	

					分類例					
	事 項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	行政文書の具体例	大分類	中分類	名称 (小分類)	保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項
8	人権擁護委 員組織体に 関する事項		人権擁護護委動・助関はに関うない。人権権の活るのの制力を対象ののの対象を対象のの対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	関する文書 大会 を できない できない できない できない できない できない できない できない	人権擁護	人権擁護委員	○○年度人権擁護委員組織 体関係	5年	廃棄	
				・茨城県人権擁護委員連 合会に関する文書 ・人権擁護委員協議会に 関する文書						
9	人権啓発に 関する事項	関する重要な経緯	立案等に関する 文書	· 実施要領 · 通知文書	人権擁護	人権啓発活動	○○年度実施要領・結果報 告書等	5年	廃棄	
			②人権啓発事務 における実施結 果内容が記録さ れた文書	・結果報告書						
		の取扱いに関す る経緯								
		(3) 所管事務 の取扱に関する 経緯	所管事務に関す る雑文書		人権擁護	人権啓発活動	〇〇年度雑	1年	廃棄	
	人権啓発活 動事業の委 託に関する 事項	人権啓発活動事	委託のための決 裁文書その他委 託に至る過程が 記録された文書	・委託申入書 ・実施計画書 ・精算書	人権擁護	人権啓発活動事業 に関する委託	〇〇年度人権啓発活動地方 委託事業	5年	廃棄	
				・実施要領 ・構成員 ・報告書	人権擁護	人権啓発活動事業 に関する委託	〇〇年度人権啓発活動ネットワーク協議会	5年	廃棄	
11	広報に関す る事項	統計の作成及び 公表に関する重 要な経緯	作成,公表した 統計表	· 人権侵犯事件統計報告 書 · 人権相談統計報告書	人権擁護	統計表の作成	○○年一般事件統計表関係 書類 ○○年特別事件統計表関係 書類	5年	廃棄	
	人権侵犯事件に係る調	調査救済に関す る重要な経緯	人権侵犯事件に 関する記録	・告発した人権侵犯事件 の記録	人権擁護	調査救済事務に関 する記録	〇〇年告発した人権侵犯事 件の記録	10年	廃棄	人権侵犯事件等記録帳
	査並びに被 害者の救済 及び予防に			・勧告又は通告した人権侵犯事件の記録			〇〇年勧告(通告) した人 権侵犯事件の記録		廃棄	簿保存規程
	関する事項 人権侵犯事	(1)調査救済の	人権侵犯事件の	・その他の人権侵犯事件 の記録 ・事件簿	人権擁護	人権侵犯事件	○○年その他の人権侵犯事件の記録 ○○年事件簿	10年	廃棄	人権侵犯事
	件に係る資 料に関する	受付	受付に関する文 書					,		件等記録帳 簿保存規程
	事項	(2)嘱託による 調査	人権侵犯事件の 調査嘱託による 文書	・嘱託事件簿	人権擁護	人権侵犯事件	○○年嘱託事件簿	3年		人権侵犯事 件等記録帳 簿保存規程
		(3)中止の決定	人権侵犯事件の 中止事案に関す る文書	・中止事件簿	人権擁護	人権侵犯事件	〇〇年中止事件簿	3年	廃棄	人権侵犯事 件等記録帳 簿保存規程
		(4)人権調整事案に関すること	人権調整事案に	・人権調整事案記録	人権擁護	人権侵犯事件	〇〇年人権調整事案記録	5年	廃棄	<b>分外订及任</b>
		(5)人権侵犯事 件の資料	人権侵犯事件の資料に関する文	・事件関係収集資料	人権擁護	人権侵犯事件	〇〇年事件関係収集資料	3年	廃棄	
	人権侵犯事 件の措置等 に対する不	人権侵犯事件の 措置等に対する 不服申立に関す		・異議申立書・審査請求書	人権擁護	不服申立	〇〇年不服等関係書類	10年	廃棄	
	服申立に関 する事項	る経緯	②裁決書	裁決書						
15	人権相談に 関する事項	常設・特設相談 所等の相談票に 関すること		・人権相談票	人権擁護	人権相談	〇〇年人権相談に関する記 録	3年	廃棄	人権侵犯事 件等記録帳 簿保存規程
	人権侵犯事 件調査員証 票に関する 事項			人権侵犯事件調査員証票原簿	人権擁護	人権侵犯事件調査 員証票	人権侵犯事件調査員証票原簿	3年	廃棄	ACTION TO ANY THE
			②運用に関する 文書	人権侵犯事件調査員証票 関係書類	人権擁護	人権侵犯事件調査 員証票	人権侵犯事件調査員証票関 係書類	1年	廃棄	

		業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例					
	事 項				大分類	中分類	名称 (小分類)	保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項
17		人権擁護事務に関すること	人権擁護に関す る訓令, 通達そ の他例規に関す る文書	・人権擁護に関する訓 令, 通達その他例規集	人権擁護	例規 (現行)	○○年度人権擁護に関する 訓令,通達その他例規集	常用	廃棄	
			人権擁護事務に 関する往復文書		人権擁護	人権擁護事務	〇〇年度人権擁護に関する 往復文書つづり	3年	廃棄	
18		事務一般に関すること	事務一般に関する書類	・各課・支局・出張所との往 復文書	庶務	往復文書	〇〇年度各課・部門, 支局, 出 張所との往復文書	3年	廃棄	
				・入退出簿	庶務	庶務	〇〇年度入退出簿	1年	廃棄	
				· 外出命令簿	庶務	出張	〇〇年度外出命令簿	5年	廃棄	
				・人権擁護以外の訓令・通達	庶務	訓令	〇〇年度訓令・通達	常用	廃棄	

本基準に掲げられていない事項が発生したときは,法務省行政文書管理規則の別表1及び本基準を参酌しつつ,文書管理者において,保存期間及び保存期間満了時の措置について 設定することとする。

(注) 法律又はこれに基づく命令の規定により行政文書の保存期間が定められているものについては,参考事項欄に当該法令の名称を記載する。